

1 一般財団法人広島県教育職員互助組合組合員に関する規則の一部改正新旧対照表（抜粋）

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に傍線で示すように改正した。

改正後	改正前
<p>第3章 掛金等 (掛金) 第11条 1 (略) 2 (略) 3 <u>組合員（短時間勤務再任用職員以外の短時間勤務会計年度任用職員を除く。）の掛金の算定の基準となる給料月額</u>は、一般財団法人広島県教育職員互助組合運営規則第2条第1項第6号に規定する給料（広島県の職員の給与に関する条例第9条に規定する給料の調整額及び広島県の県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第3条に規定する教職調整額を含む。）とする。</p> <p>4 <u>組合員（短時間勤務再任用職員以外の短時間勤務会計年度任用職員を除く。）の掛金の月額</u>は、<u>事業掛金として初日の給料月額の1000分の6に相当する額（円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）</u>、<u>生涯福祉掛金として初日の給料月額の1000分の2に相当する額（円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）</u>、<u>退職医療掛金として初日の給料月額の1000分の2に相当する額（円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）</u>及び<u>被扶養者掛金として被扶養者1人につき200円を加算した額</u>とする。この場合において、被扶養者掛金は、組合員1人につき800円を上限とするものとする。</p> <p>ただし、任用期間に定めのある県費組合員の掛金の月額は、事業掛金及び被扶養者掛金とする。</p> <p>5 <u>短時間勤務再任用職員以外の短時間勤務会計年度任用職員である組合員の掛金の月額</u>は、<u>事業掛金として標準報酬月額</u>の1000分の</p>	<p>第3章 掛金等 (掛金) 第11条 1 (略) 2 (略) 3 掛金の算定の基準となる給料月額は、一般財団法人広島県教育職員互助組合運営規則第2条第1項第6号に規定する給料（広島県の職員の給与に関する条例第9条に規定する給料の調整額及び広島県の県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第3条に規定する教職調整額を含む。）とする。</p> <p>4 掛金の月額は、初日の給料月額の1000分の6に相当する額（円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下「事業掛金」という。）、初日の給料月額の1000分の2に相当する額（円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下「生涯福祉掛金」という。）、初日の給料月額の1000分の2に相当する額（円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下「退職医療掛金」という。）及び被扶養者1人につき200円（以下「被扶養者掛金」という。）を加算した額とする。この場合において、被扶養者掛金は、組合員1人につき800円を上限とするものとする。</p> <p>ただし、任用期間に定めのある県費組合員の掛金の月額は、事業掛金及び被扶養者掛金とする。</p>

5.3に相当する額（円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）とし、被扶養者がある期間については、標準報酬月額 <u>の1000分の6.7に相当する額（円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）とする。</u>	
---	--

2 施行日

この規則は、令和4年10月1日から施行し、第11条第5項は令和4年10月分の給与支給の時から適用する。

3 社会保険料控除率について

短時間勤務再任用職員以外の短時間勤務会計年度任用職員である組合員の掛金に係る、社会保険料控除率を以下のとおりとする。

- ・被扶養者のない期間

事業掛金（標準報酬月額×5.3/1000）×社会保険料控除率（25/100） = 社会保険料控除対象額

- ・被扶養者のある期間

事業掛金（標準報酬月額×6.7/1000）×社会保険用控除率（25/100） = 社会保険料控除対象額